

遺言は大切なご家族への 思いやりです

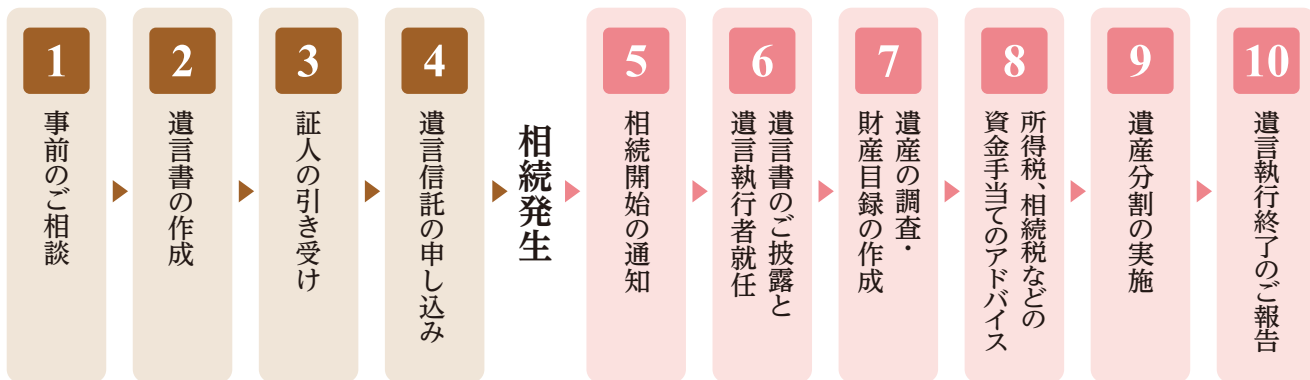
生涯をかけて築きあげられた財産や、ご先祖さまから引き継いでこられた財産も、いずれは「相続」という形で次の世代に引き継がれていきます。のこされるご家族に配慮しつつ、愛情をもって適切な財産配分を決めることができるのが、遺言の何よりの利点です。

- 子どもがいない
- 相続人の一部に財産を特別に多く与えたい
- 相続人以外に遺贈したい
- 相続財産に不動産が多い
- 相続人同士でもめないか心配
- 相続人がいない

1つでもチェックの入る方には
遺言の作成をおすすめします。

遺言信託のしくみ

遺言の作成にあたってのご相談から、遺言書の保管、遺言の執行にいたるまで、三井住友信託銀行が責任をもってお引き受けいたします。三井住友信託銀行が遺言執行者となることにより、遺言書どおりの遺産分配などを実現します。



三井住友信託銀行では、財務コンサルタントや専門スタッフが、財務に関する総合的な知識と豊富な経験をもとに、お一人おひとりのお客さまのご相談を承ります。

遺言信託(執行コース) 基本手数料優遇のご案内

三井住友信託銀行の遺言信託(執行コース)は、
お客さまの大切なご資産を円滑に引き継げるよう、遺言をご検討されるにあたっての
事前の相談から、遺言書の保管、遺言の執行までを承ります。

以下のいずれかの条件を満たされるお客さまは、「遺言信託(執行コース)」
基本手数料を**220,000円(消費税等込み)**割引します。

主な対象となるお客さま

代理店および三井住友信託銀行の
お取引残高の合計が、5,000万円*以上あるお客さま

上記以外にも割引の対象となるお取引があります。詳しくはお取引店の担当者までお問い合わせください。

*お申込時点でのお取引残高が5,000万円以上となる必要があります。お取引残高とは、代理店および三井住友信託銀行にて契約中の預金・信託商品などの金銭債権と、代理店および三井住友信託銀行が販売した投資信託・国債・保険商品・金融商品等が対象となります。なお、代理店証券子会社で取扱う金融商品は対象となりますが、証券会社各社との金融商品仲介業務で取扱う金融商品については、お取引残高の合算対象とはなりません。お取引残高に関する合算ルールについては代理店毎に定めております。商品によって金額の算定基準日が異なる場合がございます。詳しくは、お取引店の担当者までお問い合わせください。なお、複数店舗でのお取引がある場合は、お客さまからのお申出をもって、それぞれのお取引残高を合算することもできます。

遺言信託(執行コース)手数料等

2023年12月1日現在(消費税等込み)

	プランⅠ 基本手数料を抑えたプランです。	プランⅡ お支払総額を抑えたプランです。
お申込時*	基本手数料 330,000円 110,000円	基本手数料 880,000円 660,000円
遺言書保管中	遺言書保管料 毎年6,600円	遺言書保管料は無料です
遺言執行時	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。 (最低報酬額 1,100,000円)	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。 (最低報酬額 330,000円)

*お申込時には、別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。
また、遺言執行に際し、特別の手続きを要する場合は、規定の報酬以外に別途、特別の執行報酬をいただく場合があります(例:海外に相続人がいる場合の海外渡航費用など)。契約締結後に、解約、保管証正本の保管辞退、遺言執行者への就任の辞退、遺言執行者の辞任等が生じた場合であっても、基本手数料はご返金いたしません。

本ページに記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況により予告なく変更することがあります。

〈代理店〉 富山県医師信用組合
TEL 076-429-6272

 三井住友信託銀行

292-023-035

詳しくは、お取引店の担当者までお問い合わせください。